

令和 5 年 10 月 27 日（金） 15 時～16 時 30 分

於・Web（Teams）会議

第 22 回東京都震災復興検討会議議事録

目 次

1、開 会	1
1、委員紹介	1
1、開会挨拶	2
1、議 事	2
(1) 報告事項 「検討スケジュール等について」	2
質疑	3
(2) 検討事項 「東京都震災復興マニュアル復興プロセス編の修正について」	4
質疑	9
1、閉会挨拶	26
1、閉 会	26

開 会

○倉嶋課長 それでは時間になりましたので、開始いたします。これより第 22 回東京都震災復興検討会議を開催いたします。私は東京都総合防災部情報統括担当課長の倉嶋と申します。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日は取材と傍聴を希望する方がいらっしゃいますので、本会議設置要綱第 8 に基づき会議を公開にて進行させていただきます。会議内容については後日ホームページにて公表したいと思っておりますので、御了承いただければと思います。

委員紹介

○倉嶋課長 まず、本日の出席予定委員から御紹介いたします。本日の出席予定委員は 8 人となっております。大月委員、小野委員、原委員、山本委員からは、所要のため御欠席との御連絡をいただいております。また、國崎委員からは途中出席の御連絡をいただいております。

それでは、本日御出席の委員の皆様を、資料 1 の委員名簿により御紹介したいと思います。名簿に従い 50 音順で御紹介いたしますので、よろしくお願いいたします。まず、東京大学の加藤委員。

○加藤委員 加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○倉嶋課長 ありがとうございます。続きまして東京大学の金井委員。

○金井委員 よろしくお願ひします。

○倉嶋課長 よろしくお願ひします。佐々木先生、聞こえておりますでしょうか。

○佐々木委員 聞こえます。よろしくお願ひします。少し音が小さいですけれども聞こえます。

○倉嶋課長 よろしくお願ひいたします。続きまして常葉大学の重川委員、お願ひいたします。

○重川委員 重川です。少し声が小さくて聞き取りにくいのですが、よろしくお願ひします。

○倉嶋課長 申し訳ございません。ありがとうございます。日本女子大学、平田委員。

○平田委員 平田でございます。よろしくお願ひいたします。

○倉嶋課長 よろしくお願ひいたします。弁護士・アプリケーションエンジニア、水町委員。

○水町委員 よろしくお願ひいたします。

○倉嶋課長 よろしくお願ひいたします。今、中林先生が席を外されているのですが、本日、御出席いただいております。後ほど御参加いただきたいと思います。本日は他のメンバーも幹事として出席しております。メンバーはこちらのメンバーのとおりでございます。なお、本日は議会中でございます、途中で中座する幹事がいる場合には御容赦願ひたいと思います。

続きまして危機管理監より御挨拶させていただきます。

開会挨拶

○原田危機管理監 皆さん、こんにちは。危機管理監の原田です。委員の皆様には本日は忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

さて、本年の6月6日に開催しました震災復興検討会議から約5か月が経過いたしました。この間、東京内の各局、そして区市町村からいろいろな御意見をいただきまして、このたび東京都震災復興マニュアル復興プロセス編の修正案を取りまとめました。震災から復興を円滑に進めるためには、都民や地域による自助・共助の取組が重要となります。そういうことから復興の基本的な考え方や進め方、都の復興施策等を都民向けに分かりやすく、今回、記載させていただきました。委員の皆様には、この復興プロセス編について、それぞれの御専門のお立場から御意見をいただきまして、よりよいものにしていきたいと思ひますので、本日はよろしくお願ひいたします。

議 事

(1) 報告事項 「検討スケジュール等について」

○倉嶋課長 ありがとうございます。では、これから議事に入りたいと思ひますので、中林先生、座長として進行をよろしくお願ひいたします。

○中林座長 それでは、座長ということで進行させていただきたいと思ひます。早速ですが議事に入りたいと思ひます。議事次第がお配りされていると思ひますけれども、報告事

項が 1 件と検討事項が 1 件でございます。それでは、最初に報告事項、検討スケジュール等について、事務局より説明をお願いいたします。

○倉嶋課長 では、報告事項、検討スケジュールについて御説明させていただきます。画面で資料 3 をお示ししております。こちらを御覧いただければと思います。今回、震災復興マニュアルの復興プロセス編と復興施策編の検討を行ってまいります。

まず、上段の復興プロセス編に関する今後のスケジュールについて御説明いたします。こちらは第 1 回の検討会議でお示したのから変化はございません。本日の検討会議で御検討いただいた後、素案を作成いたしましてパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントは 12 月から 1 月にかけて実施を予定しております。その後、パブリックコメントの結果を踏まえた内容につきまして、次回、2 月に検討会議を再度開催いたしまして、そちらで委員の皆様には御確認をお願いします。最終的に 3 月の幹事会で最終案を承認いただきまして、公表を予定しております。

続きまして復興施策編に関する今後のスケジュールでございます。第 1 回検討会議でお示したのから若干変更がございます。当初のスケジュールでは、今年度は 10 月と 2 月に検討会議を開催し、進捗状況を報告することとなっておりますが、この間、復興プロセス編に関する検討が進行しておりましたことから、10 月、つまり今回につきましては、復興プロセス編のみの検討とさせていただきたいと思っております。次回、2 月の検討会議にて、復興施策編の施策を報告させていただきます。それで、また御意見を頂戴したいと思っております。

○中林座長 報告は以上ですか。

○倉嶋課長 はい。報告は以上でございます。

○中林座長 報告は以上ということで、上のほうのプロセス編で今まで動いてきたということから、施策編については次年度に回すということでしょうか。パブコメが 12 月から 1 月なので、その前の検討会議というのは今日ということですね。

○倉嶋課長 はい。

質 疑

○中林座長 スケジュールで何か御質問等はございますでしょうか。

○中林座長 大丈夫ですか。それでは、スケジュールは少し変更がありましたが、そんな

形でパブコメ前に意見を聴取するというので、今日、意見をいただいたことを反映して、修正されたものでパブコメの後、市区町村に意見聴取するのですか。

○倉嶋課長 区市町村への意見聴取は済んでおります。

○中林座長 はい。では、それと本日、我々、検討会議からの意見を踏まえて最終原案をつくって、パブコメに臨むということになるのでしょうか。

○倉嶋課長 本日いただいた意見を基にパブリックコメントを行いまして、恐らくパブリックコメントでも意見が出るかと思えます。それを踏まえて最終案を作成いたします。

○中林座長 はい、分かりました。ということで進めさせていただくということで、御了解いただいたことにさせていただきます。

(2) 検討事項「東京都震災復興マニュアル復興プロセス編の修正について」

○中林座長 それでは、検討事項に移りたいと思います。検討事項が「東京都震災復興マニュアル復興プロセス編の修正について」ということですので、本日の資料で言うと資料 4、修正について、5、主な修正点について、資料 6-1、6-2 というのは追加になる資料ですけれども、「関東大震災 100 年からの学び」というのと「生活再建支援制度一覧」というものがつけられています。以上について、事務局より説明をお願いいたします。

○倉嶋課長 では、御説明させていただきます。まず、資料 4 の「東京都震災復興マニュアル（復興プロセス編）の修正について」でございます。修正方針ですが、大きく 2 点ございまして、1 点目が時点更新。こちらは、これまでの令和 3 年までの震災復興施策編の改定内容や、その後の法改正、あるいは改革事業との反映を行うものでございます。

2 点目が都民に対する普及のためにページを新設するものです。こちらは、今、中林先生からお話がありましたように、関東大震災 100 年、あとは都の生活再建支援制度一覧、こちらを新規資料として追加することを考えています。

次に構成案を御覧ください。構成案につきましては、大きな見直しは考えてございません。ですので、「はじめに」から第 3 章までの章立てというところは変更を考慮しておりません。ただ、その中で各局、あるいは区市町村からの御意見も踏まえまして、若干の文面修正を行っているところがございます。こちらにつきましては、後ほど新旧対照表を用いまして、大きな修正点につきましては御説明させていただきます。

続きまして資料のところでございます。資料につきましてはページを新設いたします。

こちらは右側に囲みが 2 つございますが、まず関東大震災 100 年、こちらは見開き 2 ページ程度を想定しています。項目案としましては地震の規模とその被害、復興とその遺産、復興からの経験、そして次の地震への備えをということで、都民の方へのメッセージをこの中に盛り込んでいきたいと考えています。

続きまして生活再建支援制度一覧、こちらは見開き 3 ページ程度を想定しています。こちらは東京都の各局施策を集約して一覧化を予定しております。なお、当該一覧につきましてはリーフレット化を予定しております、この中で一覧だけを探したいという方のために、より簡易に探せる形で提供してまいりたいと思っております。

以上が今回の復興プロセス編の主な修正点でございます。

それでは、続きまして資料 5、新旧対照表によりまして、本文の主な修正点について御説明させていただきます。

今、資料 5 をお示ししています。こちらの新旧対照表のうち、主な修正箇所を抽出した資料でございます。全ての修正箇所を記載しました修正箇所一覧と新旧対照表につきましては、事前にデータをお送りしておりますので、適宜、御参照いただければと思います。本日はこちらの主な修正点の資料に基づき御説明いたします。

まず、修正の 1 点目としましては、「はじめに」の「(3) 対象とする災害」でございます。こちらの表 1 に記載しました被害想定、こちらは令和 4 年 5 月に修正しました被害想定を踏まえたものとしております。また、本文のなお書きで被害想定に南海トラフ巨大地震を盛り込んだことを踏まえ、島しょ部における津波被害からの復興について、今後必要となる手順を検討する旨を追記しております。こちらも被害想定に南海トラフ地震を今回初めて加えたことに伴いまして、今後、検討することの必要性について記載したものです。

続きまして第 1 章でございます。第 1 章では基本的な考え方の修正をしております。復興の基本目標を東京都長期ビジョンから引っ張りまして、協働と連帯による「安全・安心なまち」「にぎわいのある首都東京」としておりましたが、今回、令和 3 年に策定いたしました「未来の東京」戦略、こちらを基本理念といたしまして、「協働と連帯による「豊かさにあふれる持続可能な首都東京」の再建」としたいと思っております。

続きまして 1 章 4 番の項目としまして、復興に向けた具体的手続を新しく記載いたします。こちらにつきましては、復興に向けた具体的な手続といたしまして、今まで発災後どのような手続が行われるのかという記載がなかったものですから、新しく記載を追加したものでございます。具体的な手続といたしまして、東京都震災復興方針及び東京都震災

復興計画、こちらにつきましての説明を追加いたしました。

続きまして第 2 章です。第 2 章は復興プロセスについての記載がございますが、今回、記載されている地域復興協議会や時限的市街地づくりの考え方については、引き続きこの記載の考え方は変えておりませんので、大きな変更はございません。したがって、今回、主な修正点の資料からは割愛させていただいております。

続きまして、第 3 章の「分野別の復興プロセス」です。まず、1 番の都市復興です。こちらは様々な災害の経験を踏まえ、令和元年に策定いたしました都市復興の理念、目標、及び基本方針に従い修正を行っております。次ページも同様に、都市復興の理念、目標、及び基本方針に基づく部分の修正を行っております。

次に「市街地復興の対象区域の指定」でございます。こちらは指定基準の見直しを踏まえた修正を行っております。主に表 2 のところが、今までですと重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区の 3 区分だったものが、市街地改造予定地区、市街地修復予定地区、このようなカテゴリーに変更されたことなどを踏まえた修正を行っております。次のページでも同様に、これを踏まえた記載の修正となっております。

続きまして 3 番の産業復興です。産業復興につきましては、新たな事業分野といたしまして産業・エネルギー施策が追加されたこと、及び施策編の記述に沿った修正を行っております。

続きまして 4 番目、「くらしの復興」でございます。こちらは新しく記載を追加した項目がございます。区の通信環境の確保に向けた施策ですが、こちらはスマートフォンの普及やテレワークの推進など、インターネット環境に対する社会的ニーズの高まりを受け、避難所となる都立施設における通信環境整備についての記載を新設いたしました。

続きまして資料でございます。資料の中で、区市町村の取組事例の一部差し替えを行っております。これまでは区市町村の取組事例としまして、まちづくり訓練の取組で豊島区と葛飾区の事例を御紹介しておりましたが、そのうち 1 点につきましては、罹災証明書の迅速な発行に向けた消防署と区市町村との協定について、ここまで幾つかの自治体からの協定は進捗しておりますので、こちらを新たに上げております。

以上が本文の主な修正点の御説明でございます。

続きまして、新たに追加する新規ページについての御説明です。まず、関東大震災 100 年のページについて御説明いたします。今、資料 6-1 をお示ししております。今年度、関東大震災 100 年に当たりまして、都としても多くの事業を行ってきたところですが、プロ

セス編におきましても「関東大震災 100 年からの学び」としまして、震災復興の経験から現在の私たちが得るべき学びについて、こちらのページにまとめております。

構成ですが、1 ページ目が関東大震災の概要でございます。少し小さいのですが左側のページに記載がございまして、概要と当時の東京市の概要、当時の東京市における被害状況を記載しております。

2 ページ目と 3 ページ目は「復興の歩み」としております。まず、2 ページ目につきましては土地区画整理、あるいは公園等の整備、道路整備を記載しています。

続きまして 3 ページ目に住宅の復興、地域コミュニティの形成等を記載しております。特に今回、こちらは都民に向けての資料ですので、地域コミュニティの形成、関東大震災を契機といたしまして炊き出し等の取組ですとか、あるいはボランティアの取組、こうした市民の皆様の活動の効果が出たということで、こちらの記載となっています。

続きまして 4 ページ目の上段ですが、復興からの経験でございます。こちらは大きく 3 点取り上げておりまして、まず市街地建築物法の改正、こちらは現在の耐震基準に続く基本となりました基準を、今回、震災を契機に社会で初めて法令上で定めたということがございましたので、そちらの記載を行っています。

2 点目が「地域社会の再編成 町内会の形成」ということで、震災を契機としました町内会での住民活動の活性化、そうした契機になったということに記載しています。

3 点目としまして、「東京の市街地の拡大」としております。こちらは震災をきっかけに多くの方々が郊外へ移住されたということで、その間、市街地が如実に拡大していったということがございました。そちらの記載を行っています。

4 ページ目の下段ですが、「次の地震への備えを」ということで、こうしたこれまでの震災復興、あるいは復興からの経験、こういうことを踏まえまして、まちづくりにつきましては、特に新しく広がったまちづくりの中で、木密地域となって広がってしまったところ、こうしたところを中心に、不燃化特区制度等を通じた震災に強いまちづくりに取り組んでいるという記載を行っています。また、公助による支援が行き届かない地域の個人による取組、こうしたことについても記載しております。

こうした流れを踏まえまして、都民を取り巻く震災やまちづくりに対するニーズが変わっていく中でも地震に強いまちづくり、あとは地域力を生かした地域協働復興事業、こういったことを車の両輪として展開していくことが必要であるということで、結びとさせていただきます。

続きまして生活再建支援制度一覧です。こちらは資料 6-2 としてお示ししています。まず 1 ページ目ですが、復興施策編に記載している各局の相談体制や支援事業につきまして、まず項目別に探しやすいようにインデックスをお困り事別にまとめて、こちらから探しやすいように項目を整理しています。

続きまして、2 ページ目以降に各種支援制度を記載しています。まず、都民からの様々な相談窓口として①ですが、被災後の相談体制を挙げております。具体的には被災後 1 週間以内に立ち上がる臨時相談窓口、及び各局がつくる相談窓口は、被災後おおむね 1 か月程度で被災者総合相談所に統合されるという流れを記載しています。

次に②の法律等の専門家による相談につきましては、都が震災復興まちづくり支援機構において、各団体と締結している協定に基づいて、専門家を派遣する事業について記載しております。

次のページに移り、③のメンタルヘルスケアに関する相談について掲載しております。④の「被災児童のこころのケア」につきましては、各局所管と調整中のため、事項のみの記載としております。

次に各種給付等に関する支援制度といたしまして、⑤の災害弔慰金、⑥の被災者生活再建支援金、⑦の災害障害見舞金、⑧の災害援護資金の対象者や支給額について記載を行っています。

次に生活福祉資金です。⑨の緊急小口資金と⑩の福祉資金の貸付け、こちらにつきましては、現在、各局所管と調整中のため、事項のみの記載としております。被災により一時的に納税が困難になった方への、地方税の特別措置を 11 番として記載しています。

次のページに参りまして、仕事に関する支援制度として、中小企業や個人事業者に対する制度融資メニューでございまして、⑫の経営安定融資と⑬の災害復旧資金、それぞれ融資メニューの説明を記載しています。

続きまして住まいに関する支援制度としまして、⑭住宅の応急修理と⑮の応急仮設住宅の供給について、それぞれ記載を行っております。

続きまして就学に関する支援制度といたしまして、⑯都立高等学校等の授業料免除と⑰教科書等学用品の給与を記載していますが、いずれも現在、各局所管と調整中のため、事項のみの記載としております。

こちらの生活再建支援制度一覧は、リーフレットとして独立して活用することを予定しています。

大変長くなりましたが、私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

質 疑

○中林座長 どうもありがとうございました。それでは、大きく資料が 3 つあるのですが、新旧対照表がございませう。まず、こちらを取り上げたいと思います。ということで、赤字が今回改定するところだと思ふのですが、何かお気づきの点、あるいは御質問などがございましたら、御意見を出していただきたいと思ふます。重川先生、手が挙がっていますか。よろしくお願いいたします。

○重川委員 ありがとうございます。資料 5 の第 3 章 1、都市復興プロセスのところ、2 つほど意見というか質問があります。いずれも従前の計画からそのような表現がなされていたので、今の段階でこれを言うことが適切かどうか分からないのですが、1 点目は家屋被害調査という言葉が何回も出てきます。もちろん、これは住家の被害と理解していいのかどうか分からないのですけれども、もしそうだとすると、東京の場合、都市復興を考えたときに、住民に対する罹災書とかなんとかの住家家屋被害以外にも、いろいろな建物の被害を一緒に見て住工混在とか商住混在とか、いろいろなエリアがありますので、家屋被害調査という言葉に限定してしまっているのか。それとも、建物の被害状況とか構造物被害状況とか、もう少し面的にいろいろな構造物・建築物の被害を調査する必要があるのかなというところで、ちょっと気になりました。ただ、これは従前の計画にも、こういう表現は使われていました。

それから、2 点目は家屋被害調査も含めて、あるいは復興の基本方針策定もそうなのですが、かなり策定までの期間が短いのです。例えば 2 週間をめぐりとか、1 週間から 1 か月をめぐり、それをめぐり復興更新や、いろいろな重点地区の絞り込みをやる。特に市区町村の調査なんかも必要になってくる。ただ、実際、これまでの災害を考えたときに、この期間でそれをすることが可能なのか。もう一点は、特に東京の場合には戸建て住宅ではなくて非木造共同住宅が多いですから、それに対する被害調査というのは、実際、非常にノウハウも蓄積されていないし専門家の数も足りないということで、そのところが現実的なのかというところで、少し心配に感じています。以上です。

○中林座長 ありがとうございます。2 点ですが、一つは、今、出ている 1 行目の赤字でアスタリスクがついている家屋被害状況調査というのは何ですか？ということですね。こ

これは罹災証明を出すための被害程度の調査ではなくて、どこに被害が集中しているかということを見てくると。つまり、どこで復興まちづくりが必要なのかということを探し出すために、神戸市が阪神大震災の後でやると 3 日目から 5 日目にかけて、街区単位にこの街区は 7 割ぐらい壊れているとか、この街区は半分ぐらい全壊だとか、そういうざっとした被害程度を見てくるという意味で、被害状況を把握する。家屋の被害程度を把握するのではなくて、被害状況を把握するという意味で、これまで使ってきたものです。

罹災証明とか、あるいは被災度判定調査で、これは修理できる、できないというようなことは一件一件の被害程度ですので、それは都市復興というよりも住宅復興、特にマンションや戸建て住宅だと、住宅部門でどう対応されるかということになるのかなと思っています。

2 点目がその点も含めてなのですけれども、少しスピード感があり過ぎだねということだと思うのですが、これに最初に関わったのが私ですので、私から経過をお話しさせていただくと、これは阪神・淡路大震災の後の神戸が市街地復興を進めたときのスケジュールを基本的に乗せている。その上に東京を乗せて事前に準備するから、被害が多くても同じスピードでやれるということを目標に設定したというスピード感です。

2 週間というのは、兵庫県が復興まちづくりについて、建築基準法 84 条の建築制限区域を設定して公表した。この地域では復興まちづくりで区画整理や再開発事業を考えているので、すぐにコンクリート等の建築を計画したりしないでくださいねという制限をかけるという意味なのですが、制限に意味があるというよりも、ここでは復興まちづくりをやりますということを宣言したことに意味があるのかなと思うのですが、そのための概況調査ということでもあるという位置づけになっています。

○重川委員 ありがとうございます。これが出てきた経緯はよく理解できました。東京の場合、23 区とって基本的には独立した地方自治体なわけで、その辺が少し神戸と違うということもあって、ちょっと心配になったというところです。

○中林座長 そうですね。これは東京都がつくっている復興マニュアルなのですけれども、これに準じて各区市が調査して上げてくるという、区市と連携したプロセスになっています。そのために、ここには書いていないのですが、区市にここがもし焼けたり大きな被害が出たら、基盤整備されていないし、復興まちづくりをやらないと駄目だよ、そういう町があらかじめ分かっているだろうということで、そこをまず優先的にどんな被害であったかを確認していきましょうと。それを 10 日目ぐらいまでにやって、復興まちづくりが

必要かどうか。それ以降、もう少し広範に被害の状況を把握して、もうちょっと広げたほうがいいのか、全然、想定外のところで火事で燃えてしまったから、ここも何かまちづくりをやったほうがいいのかねというのも出てきて、1 か月目ぐらいまでに、おおよそ都市部隊としてはどういうまちづくりが必要か、第一次の判断をしようという展開をしているということです。

○重川委員 分かりました。今お話しいただいたような全体のプロセスの中で、まずこれを絞り込んでやろうとしているんだとか、そういうのが少し伝わったほうが、皆さんが今やっていること、あるいは全体のスケジュールの中で、何を優先させるべきなのかが理解しやすくなるのかなと感じました。ありがとうございます。

○中林座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○佐々木委員 佐々木ですが、よろしいでしょうか。

○中林座長 佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員 まず、事前にいろいろ意見を申し上げていて大きなものはないのですが、新旧の今いただいているやつだと 3 ページの、ここは書くのか書かないのかは事務局の判断かなと思うのですが、本当は基本目標の大前提は、引き続き東京を首都として維持しというのが大事なポイントではないかなと思いました。

釈迦に説法ですけれども、やはり都心が大きな被災をしたときに、首都機能移転みたいな議論が出てくる可能性はゼロではないので、東京都としては当然のことながら首都としての機能を前提にしていくというのが第 1 章の基本的な考え方。これは、特に市民向けなので、分かりやすくそういうことを述べてもいいのではないかなと思いました。

○中林座長 基本目標。

○佐々木委員 はい。ここはいろいろな判断があると思うのですが、そういう議論もあるかなということで、1 点、挙げたいと思います。一通り言わせていただいてよろしいでしょうか。

○中林座長 はい、どうぞ。

○佐々木委員 次の 4 ページは事前に意見を申し上げさせていただいて、2013 年に国の大規模災害復興法ができて、国の復興方針に基づいて、東京都が復興方針をつくらなければいけないという枠組みになっていますよということで、ざっくり、多分、ここで国の復興方針に基づいた東京都の復興方針というのは、この震災復興方針と東京都の震災復興計画、今回、新たに書かれていますけれども、これを両方合わせたものなのかなと思

ます。これは広域災害ですので、ほかの埼玉や千葉も復興方針をつくりますから、こういうものを位置づけていただくというのはいいかなと思いますし、これを別に新たにつくるというよりは、これが国で言うところの都道府県復興方針なんですよと注で書かれているのも、とてもいいと思います。

ただ、言葉遣いとして、東京都庁全体にまたがる震災復興計画というのと、プロセス編の中では都市復興の第 3 章の中にも、一部、復興計画という言葉がたしか出てくると思います。ここは同じ復興計画という言葉になっているので、多分、事務局の趣旨は違うと思いますが、都市整備の中の復興計画と、この震災復興計画というのは、例えば都市整備のほうを都市復興計画にしておくとか、少し分ける観点を追加しておいたほうがいいのではないかなと思いました。若干、新しく概念が入れ替わっているので、言葉の整理をうまくされたらいいのではないかなというのが 2 番目の提案です。

それから、6 ページで建築制限のところの記述を簡単にされていて、それはそれで市民向けなのでいいかなと思うのですが、もともとの案も若干問題があって、建築制限、特に第二次建築制限の被災市街地復興推進地域は、東京都の用語で言うところの市街地改造事業以外の市街地修復型の事業も対象になるというのが、法律上、位置づけられています。ですから、この上の文章の中で、「壊滅的な被災を受けた市街地内で面的な市街地整備が必要と考えられる区域において」というのが、何となく普通に考えると土地区画整理事業や市街地再開発事業みたいに読めるので、そこは「(市街地修復事業も含む)」とか、誤解のないようにされたほうがいいのではないかなというのが 3 点目です。今の 6 ページの②、建築制限の市民向けの文章として、そうしたらどうかなと思いました。

あとは、ついでに関東大震災 100 年を説明された資料、こちらと一緒にしゃべってしまっていていいですか。

○中林座長 それは後にしたほうがと思います。

○佐々木委員 分かりました。では、以上、3 点が言葉遣い的なことなので、事務局で検討いただければと思います。以上です。

○中林座長 ありがとうございます。大きく 3 つ、御指摘があったかなと思うのですが、最初の基本目標のところ、後藤新平が遷都せずと言ったようなことを、ちゃんと東京都としては出したほうがいいのではないかというようなことです。実は首都東京で収めている「首都」がついているのは、暗にそのことを言っていると私は理解しているのですが。

○佐々木委員 承知しました。

○中林座長 それから、2 番目の東京都震災復興計画というのが、おっしゃるとおり、これは総合計画なんです。

○佐々木委員 そうですね。

○中林座長 ですから、どこでも実は迷うのです。復興総合計画と載せるべきか、あるいは先ほど佐々木先生がおっしゃったような、都市復興のところは都市復興計画と言って、各区市町村も総合復興計画はつくるわけです。だから、その切り貼りを用語として、東京都は都もこうするし、区市町村もこういう使い分けをしてねというのを、一度、検討されたほうがいいのではないのでしょうかということかと思しますので、御検討いただければなと思います。

それから、最後の建築制限というのは、出たときは、皆、厳しいもので見ていたのだけれども、実はそんな厳しいものというよりも可能性を示すと言うとおかしいのだけれども、幅広にそういうことを活用してもいいのではないかと。土地取引の規制をするなら、ある種、規制をかけて制限しているようなものでもあるわけなので、そういうことを合わせて、少し幅広に考えられるようにということで、佐々木先生のお話を聞いていると、6 ページの黒字の 3 行目、「壊滅的な被災を受けた市街地内で」ではなく、「市街地で面的な整備が必要と考えられる区域などにおいて」ぐらいにしておけばいいですか。

○佐々木委員 もちろん、修文のところはお任せいたしますし、第一次建築制限は御承知のとおり、建築基準法で土地区画整理事業と土地計画に限定しているのですが、被災市街地復興推進地域は地域計画とか、そういうものも想定しているので、誘導型というか東京都の修復型ですね。それも対象になるというのが読めたほうがいいかなという、ここは本当に、せっかくそういう柔軟にできる仕組みをつくっているんで、そういうのを書く人間も意識するし、市民にもそういう形で伝えたらいいのではないかなということです。

○中林座長 分かりました。それから、今せっかく出してもらったので、③の復興方針のところに「記載します」と書いてあるのですが、従前だと「公表します」と入れています。これは制限を公表することに意味があるし、復興方針も公表することに意味があるので、「記載し、公表します」と書くべきではないかなと思うのですが、「記載します」ということは「公表しない」とも読めてしまうわけです。ですから、むしろ公表することこそ、復興を都民と一緒に進める上では大事なことで、公表できるものは、なるべく早く公表していくということが基本的には大事なかなと思います。佐々木先生、よろしいでしょうか。

○佐々木委員 今の点は、多分、復興方針自体をちゃんと公表するというのを、どこかに

きちんと書いておいたほうがいいと思います。ここだけに書いてしまうと、建築制限だけを公表するように読めてしまうので、先生の趣旨はちゃんと決めた上で都民向けに公表しようという趣旨だと思うので、どこに「公表」という言葉を入れたらいいか、事務局で確認していただいたほうがいいかなと思いました。以上です。

○中林座長 ありがとうございます。最初に、今度付け加わった東京都震災復興方針のところには、広く内外に公表しますと一応書いてあるので、その下のそれぞれの方針も、そういう意味では公表するんですと読み取るということを前提にすれば、私の言ったことは却下で結構です。

ほかにはいかがでしょうか。平田先生、どうぞ。

○平田委員 ありがとうございます。今さら言うのも申し訳ない気持ちもする意見なのですが、取りあえず全体を拝読させていただきまして、建築制限や市街地の復興という視点でのプロセス編は記載されていて、住民の話合いを支援しますということが書いてあるんですね。この中身については確かにと思っているのですが、今、当研究所で研究していることもあるので気づいてしまったのですが、自宅再建を前提としますというページがありましたよね。

○中林座長 7 ページかな。

○平田委員 7 ページですかね。自宅再建というのが前提です。これは本当にそうなのですけれども、自宅の再建を復興で全く支援しなくていいとなっているように見えるのです。ただ、熊本地震では自宅の再建に関しても、やはり問合せがすごく多くて、質問したい、それから自宅を再建するのに相談したいということは多々あった模様で、電話相談とか専門家の相談支援とか、多数、行われているのです。

そこを考えますと、復興のところで自力再建を全く支援しないということはないだろうと思っただけで、そこに対して体制はあるのだと思うのです。ですが、そこを書いていないのです。プロセス編に書くべきなのか施策編に書くべきなのかもあるので、ここがどうか分からないのですけれども、自宅の支援というのをどう位置づけて、先ほど自宅を失ったときに受けられる支援の一覧というのがあったので、そこに書いてあるといえば書いてあるのですが、市街地を戻すだけでなく皆さんのおうちを取り戻す。

何でそれが重要かといいますと、自宅というのは数が多いのです。家屋の数が多いので、建築の皆さんは御存じのように、それが次のストックになるのです。それがストックになって、今度、レベルが低いものが建てられてしまうと、次の空き家を生むストックとなっ

て都市に存在することになります。長い目で見ていただいて、自宅の再建を支援するということをどれだけ書くべきなのかということ、今さら言って本当に申し訳ないのですが、1 行でもそういったものがもしあれば、東京都で強く推進しておられるものがあるようでしたら、それを書いていただくことが今後の成果につながるのかなと思ひまして、書かせていただきました。質問でなくて意見なのですから以上です。

○中林座長 ありがとうございます。私もこの 7 ページのところ、修復予定地区としたところにだけ「自力再建支援による」というのがついているのです。区画整理しても、そこに家を建てるのは自力再建です。一般の復興まちづくりをしない被害が少なかったところも、全壊した人は自力再建なので、その自力再建には支援の差はつかないはず。そういう意味では、この「自力再建」という言葉は都市復興で使うよりも、住宅再建のところ、しっかりと、罹災証明に基づいてかどうか分かりませんが、自宅の被害程度に応じた再建、あるいは修復に対して、公平な支援をしますということを書いておいていただければいいのかなと。

復興都市づくりのほうでは、自宅の再建というのは、特段、必要なことであれば書くにしても、基本的には家を再建する市街地をどうするか。改造で新しい安全な市街地にするのか、今のやつをもうちょっと修復で少しレベルを上げればいいのか、あるいは、もう区画整理が終わっているので基盤整備はしない、「復旧だけでいいんです」なのか。ということが都市復興としては大事なので、文言としては横の部局と 4 つの分野で連携するという意味でも、今、平田先生がおっしゃった自力再建支援という言葉、あまり特定のところにだけぽんと入れると、逆に変な読み方をされてしまうのが困ると思うので、先ほどの公表の問題と一緒に、全体を通して位置づけを御検討いただければと思います。よろしいでしょうか。事務局にはお願いしておくということにとどめたいと思いますが、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。もしなければ、そのほかで細かいことはさておくのか、さっておかないほうがいいのか分かりませんが、時間を少しいただいて……加藤先生、どうぞ。

○加藤委員 加藤です。3 つあります。1 つ目は 1 ページのところなのですが、対象とする災害ということで各種地震が書かれています。このうち首都直下地震については震源が特定できないのです。被害想定では典型パターンというか、分かりやすいパターンとして 2 つなのですけれども、それ以外の震源域で揺れることもある。どの辺が中心的に被災するのかというのは、よく分からないのです。

それで、一般市民というよりは東京都庁全体、多分、職員さんが呼ばれると思うのですが、被害想定で出されている被害状況だけが首都直下地震の固定的な被害分布ではないということを、どこかに書いておいたほうが良いと思うのです。例えば、墨田区直下なんというパターンもあり得れば、世田谷直下というパターンもあり得るんだと。そこを前提として伝えておくといいかなと思いました。

それから、2 点目が 2 ページ目なのですが、先ほど、佐々木先生が言われたこととも重複するのですが、これでいいかなと思っていますという話です。下の説明文の 4 つ目のパラグラフが非常に重要だなと思っていて、東京の政治経済中枢機構とか国際都市機能とか、こういうのをきちんと維持、再建していくんだと。場合によっては住宅地の復興よりも目立つ形で、この辺りが強調される可能性もあるのだけれども、実際の復興のときにですね。そうなったとしても大丈夫な状態にしておくということが、とても重要なかなという気がしました。

あと、今後議論を進めることとしては、「社会の変化を踏まえた持続可能な都市再建」という言葉の並比的には僕もよく使いますし、とてもいい感じはするのですが、持続可能という言葉の具体的なイメージは、おいおい都庁内でも議論を進めていかなければいけないことだなと思っています。これはコメントです。

それから 3 点目ですけれども、3 点目はつぶやきだと思って聞いていただければいいと思うのですが、最後の新設ページで関東大震災や戦災の例が出てきます。これは改めて歴史を見ると、被災したところの復興はそこそちゃんとやっているのだけれども、その復興のプロセスの中で被災していないところに、次の時代から見ると負の遺産と言われるような密集市街地が形成されてしまった。これは多分、過去の東京の復興の教訓なのです。次の地震のときにも、もしかすると被災したところはちゃんと復興するのだけれども、その周辺に対してマイナスの影響をもたらす可能性もあるような気がするのです。それも多分、いずれこの計画の中で検討しておかなければいけない。

要するに、復興事業の対象地域は被災したところなのだけれども、復興全体を考える総合計画としては、被災していない影響が及ぶ範囲も対象にしておくことが重要だなと、僕は最近思うのです。要は、今のも含めて積み残し課題がたくさんあると思うのです。その積み残し課題を公開しなくてもいいのですけれども、計画書のどこかに忘れないようにリスト化しておくということが、とても重要なかなと思っていますので、何がしかの工夫をぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○中林座長 今、加藤先生に最後に言ってもらったのは次の議論にしようと思っていたのですが、「次の地震への備えを」と次のページに入れたのがそんなつもりで、事前に座長として事務局と対応したときにお話しして入れてもらったものです。やや意味が十分伝わらない表現になっているかもしれませんが、もう少しそれをはっきりということだと思います。

○加藤委員 そうそう。計画書の側のどこかに課題として書いておく。僕も先生と同じコメントを事前にしました。

○中林座長 はい。この資料に行く前に、先ほどの新旧対照表はよろしいでしょうか。新旧対照表のほうで、私から今は出なかった話題で、若干、気になっているところを少しお話しします。

1 ページ、先ほどの被害想定というか、対象とする災害というところなのですが、被害想定は今回出たものそのままなのですが、参考として過去の大震災ということで阪神と東日本なのですが、死者というところに「※7」というのがついています。7 というのは後ろを見てもないので、よく分からないのですが、この 6,402 人、内閣府は震災関連死を含めて 6,434 人と言っているんだよね。これは震災関連死を含めてという、2 ページにある※1 の説明とすれば、括弧して阪神大震災の関連死、932 人、東日本大震災の関連死、最新で言うと 3,794 人かな。というのを入れておいてくださいませんか。

そうすると、逆算してそれを引いたら被害想定は直接死だけの数字ですから、関連死がこれにどれぐらい上乗せされるのか想定できないので、今度、被害想定では量では出さなかったのですが、必ず発生するだろうと言っていますので、それが分かるようにしておいてほしいというのが 1 点です。

それから、東日本の全壊 12 万 2,039 という、これが最新のデータなのですが、このほとんどが津波です。ですから、揺れ等の「等」の中には、東日本については津波なんだということを、しっかりと明記しておいていただきたいと思います。

それから、火災は 330 棟ではありません。件数です。何棟燃えたか分からない。津波で家が壊れたところで火災が起きていますから、何棟燃えたか分からないので、出火件数だけを出しているのが消防庁の被害想定です。これは確認された出火件数が 330 件でしたと書いておいていただいたほうがいいのかなと思います。

それで、2 面の※2、火災による建物被害というところで、都の被害は焼失の件数ではなくて棟数です。阪神・淡路大震災も全焼の棟数、件数ではありません。東日本大震災は

出火の件数です。

あとは細かいので、時間もないので急ぎますが 4 ページ、先ほどの復興方針ですけれども、赤字の上のほうの 1 行離れた最後のパラグラフ、「復興の理念や基本目標をはじめ、都市・住宅・産業」で終わってしまっているのですが、東京都の復興マニュアルは 4 本柱が都市と住まいと生活と産業なのです。だから、ぜひ「都市と住宅と生活と産業に関する分野ごとの復興に対する基本的な考え方を」というふうに合わせておいていただきたいなと思います。

それで復興計画のところの 3 行目、「広く都民の声や」でいいのですけれども、「都民や事業者の声」という、要するに企業の声ですよね。それをしっかり聞いて、それに応えるのが首都としての役割でもあると思うので、法人として都民なのですからけれども、事業者とか企業とか、そういうものも入れておいたほうがいいかなと思いました。

それから、四角囲みの中に、今回、新しく都市整備がつくった都市復興の理念目標というパンフレットの中には、大震災だけではなく風水害とか津波とか、その他の災害にも都市復興の方針としては耐えられるようにするということを書いていますし、繰り返し起こり得る大震災のみならず、風水害にも耐えられる都市の創造ということを書き込まれたらどうかなと思います。

その次の 5 ページは先ほどお話ししたとおりですので、これでいいかと思います。6 ページも結構です。

あとは 7 ページですけれども、従前ですと復興対象区域の指定基準ということですが、要するに区域区分を重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区と分けて、これを今回のものに合わせると重点復興が改造予定、促進地区が修復予定、いずれも復興まちづくりで町を少し変えます。誘導地区は復興まちづくりで町は変えない。壊れた公共施設は復旧するけれども、個別再建を基本に進めますということを行っているので、それに対応させるためには、表 2 のタイトルで「市街地復興の対象区域」と書かれています。

復興施策編を見ると、被災した市街地は市街地復興の対象区域と市街地復旧の対象区域に区分する、復興の対象区域については、市街地改造予定地区と市街地修復予定地区に設定すると書いてあるので、その全体像を書いていただかないと、結局、その他はどこへ行っちゃったんだ？みたいな話になります。また、先ほど平田先生から出た、ここだけ住宅再建支援と書かれると、何となく住宅再建は特殊なことなの？みたいにとられることもあるので、市街地全体の中で復興まちづくりというのは、こういう地域でやるんですという

ことを知ってもらうためにも、市街地復旧の対象区域の指定をします。

それは公共施設等が被災したときに復旧はします。そして、住宅の再建に当たっては支援しますということをきちんと書く。神戸市は、その支援に耐震性のある家を造ってねというのを入れたのです。全ての住宅再建に当たって、耐震性をしっかり確保してくださいというのを、努力義務ですけれども条例で入れていました。

そうすると 8 ページのこの図も、市街地復旧の区域というのが、この青色の枠以外に出てくる。実際、神戸市では、最初、神戸市が緑枠のような色塗りをしなかった市街地で、住民が「いや、うち、まちづくりでやらないと、道なんか広がらないよ」ということで、住民側からまちづくりの話が出て、最後に区画整理まで行ってやったという復興があります。ひょっとすると復旧対象の区域でも、そういうことが出てくる可能性はあるわけですから、その道も点線でいいので残しておいていただいたほうが、いいのではないかなど。上から網をかけて、そのとおりで、おたくは外れたから駄目ですという復興ではないだろうと思いますので、ぜひそこは検討してください。

本格復興期のところも、5 行目ぐらいに「個別の建替えを行政が必要に応じて支援していくこととなります」と書いてあって、協議会の結成等に至らなかった地区、これが実は復興対象の区域から復旧対象の区域に変わりましたということを言っているのです。まちづくりができないので修復もできないということで、復旧はするけれどもという、そこに対応する話ではないかなと思っています。

あとは 10 ページですが、これは都と区市との話合いにもよるのですけれども、今回、都で新しく Wi-Fi を避難所に設けようという画期的な提案をしていただいているのですが、ただ、「平時から避難所となる都立施設」って、どれぐらいあるのかなというのが。つまり、避難所施設というのは、区立・市立小中学校が基本なのです。避難所の開設と運営は、全部、区市に任されていますから、区市の避難所にも都が Wi-Fi を設定してあげるのか、半額補助でやるのか分かりません。同時に、Wi-Fi を有効に使うためには充電器もしっかり用意しておいて、皆さんのスマホが一斉に切れますから、それを順次充電して Wi-Fi を有効に使えるようにする。その充電器と Wi-Fi をセットで都立・区立等、避難所として使用する施設には整備するという目標を、ぜひ取っていただきたいなと思っていますということです。

取りあえず、この資料ではそれぐらいなのですが、実は書かれていないところで、すごく気になっていることがあります。つまり、今回、住宅本部から何も改定しないと出てき

ているようにしか思えないのですけれども、住宅のほうで例えば以前の話だと、仮設のところでは民間住宅の借り上げによる仮設ということしか書いていないのですが、東日本をきっかけにして、賃貸型応急仮設住宅と建設型応急仮設住宅と、国はもうちゃんと名前をつけて対応している。その賃貸型仮設住宅というのが、例えば冊子の 32 ページ、表 3 には出てこないのです。建設主体というところの住宅種別にも出てこない。

縦軸には公共借り上げてアスタリスクがあって、「被災地短期借地権を活用した」ということが書いてあるのですが、それらを合わせて被災地短期借地権を活用したというのは、都市復興部隊が時限的市街地ということで大々的に取り上げようとしてきていることです。むしろ都市の復興と住宅の復興の連携として、時限的市街地という発想を東京都は持って、皆さんが住んでいた場所の近いところに可能な限り仮設も造るし、賃貸型で借り上げの仮設が取れば取っていきますという、そういう仮設住宅の展開も、新しく変わっているのではないかと思うのです。

ということで、36 ページの住宅復興に関する都の施策というところにも、民間の借り上げというのは東京都が一括して借り上げて、それを給付するというやり方。最初は皆さんそう思ったのですが、東日本でもそれができないので自分で探してきて、一定の金額以下の家賃だったら、それにみなして家賃は県から払う。そういうやり方で一括借り上げではないのです。言わば家賃補助的な対応でやるということになっていますから、東京都でもそうしないと、これをやると都外へ出ていく人がすごく増えるのです。それに対して、都がよその県の家賃物件を借り上げるなんていうことは、人手も含めて恐らく不可能なので、どうするかということを含めて、もう少し今の住宅の仮設の展開に合わせた形で、このプロセス編も住宅部隊にもう一度御検討いただきたいというのが、少し率直過ぎるのですが私の率直な意見です。

同時に、産業部隊のほうも賃貸型の共同仮設工場、共同仮設店舗というようなものが出てくるのですが、これも都市復興の中では時限的市街地で一括して被災地を借り上げて、5 年間、その間に住宅も建てるし、店舗も建てるし工場も建てられるし、あるいは集会施設のような公共施設も仮設で造る。そういうことをばらばらではなくて一緒にやることで、コミュニティが維持されたり町が維持されるんだという東京の復興ポリシーを出しているのです。このプロセス編、今回の見直しで、より強くその点に踏み出していなければなどという思いです。

東日本では仮設商店街の店舗というのは、中小企業庁が国費で建てて市町村に寄附をし

て、市町村が事業者に電気代は自分で払うんだよということで家賃なしで貸したのです。ですから、共同住宅を建てて有料で貸し出しますという時代からは随分変わってきているなど。本当にどこまでできるか分かりませんが、ただ、東日本の産業復興の事業手法なんていうのを少し見ていただくと、もう少し表現が変わってしかるべきではないかなと思いますので、ぜひその点も含めて、パブコメに出す前に各部局で見ただけののであれば、そうした観点から、この 10 年間、東日本の後に使われてきたことに対して、ぜひともお願いしたいと思います。そんなことです。

すみません。大分時間が長くなりました。残りが 10 分ちょっとしかないのですが、よろしければ最後、先ほどの関東大震災 100 年ということで付け足しをした部分と生活再建制度一覧について、御意見・御質問等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○佐々木委員 佐々木ですが、よろしいでしょうか。

○中林座長 はい。

○佐々木委員 チャットでも書いておきましたけれども、関東大震災のところは市街地建築物法の改正、耐震基準とか高さ規制を入れたとか、これも判断があるけれども、特別都市計画法で区画整理事業を新しく法律をつくってやったというのも、書いてもいいかなという御提案をします。前のほうにも土地区画整理事業をたくさん書いたもので、それが 1 点です。これも庶民的な意見で恐縮です。

あとは支援制度については、これは会議で了解を取ったらいと思うのですが、応急修理の単価とか、毎年どんどん変わるので、毎年、事務局でどんどん更新しておくというのがすごく大事だと思います。今回、資料をつくられるのであれば、その辺、プロセス編自体は何年かに 1 回しか改定していないのしょうけれども、参考資料の支援制度みたいなやつは、毎年、事務局が改定するような位置づけにしておいたらいのではないかなと思いました。

3 つ目は、これも細かな話ですけども、6-2 の住まいのところは応急仮設住宅の供給と書いてあるのですが、公営住宅や公社住宅の活用という話とセットで書いてあるので、言葉遣いとして公的住宅の活用と応急仮設住宅の供給みたいに書かれたらどうかと思いました。これも細かな話で申し訳ないです。

最後は、これは事務局とも事前に話して、そういう整理なのかなと思うのですが、東京都が絡んだ支援制度だけをここに載せますという整理だったのですが、さすがに住まいの支援制度なんかを見ていると、いろいろな融資制度みたいなやつで産業系は東京都が

絡むのですけれども、住まい系は東京都が絡まないのでは載らないというのも、さすがにちょっと不親切かなと思います。バランスを見て、特に災害復興融資の公庫のやつは国の補助を入れて金利を下げる仕組みでもあり、市民にお伝えする施策としては結構大事なものだと思いますので、東京都が絡まないものでも災害復興融資ぐらいのことは入れてもいいのではないかなと思いました。以上です。

○中林座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。ほかにはよろしいでしょうか。

では、もう一点だけ、時間がもったいないのでお話しさせていただきたいのですが、生活再建支援という法律があるので何となく引っかかる場所があって、もう少しいい言葉がないかなと。これは生活再建支援法という法律の紹介ではないんだよね。被災者の生活再建を支援する枠組みみたいな話なので、生活再建支援という言葉の使い方が、法律とダブっていないようにできないかなという思いが少しあったのです。生活支援ではなくて、被災者への支援制度ぐらいでもいいのかなと思いました。

というのが1点、それから、最初が被災後の相談体制なのですが、ここは「問い合わせ先 東京都（調整中）」とあったり「各局」とあったり、被災者総合相談所というところには「弁護士会や日本司法支援センター等専門家団体による」と書いてあるのですが、実は復興プロセス編の15ページには専門家による支援というのが1ページ書いてあって、そこには東京都と協定を結んでいる災害復興まちづくり支援機構という、17士業団体が、団体で言うと19ですね。17業種、東京は弁護士会が3つあるから県弁護士会が3つ、あとは司法書士会、行政書士会、社会労務士会、不動産鑑定士協会、土地家屋調査士協会、技術士会、建築家協会、その他もろもろ、実は17士業団体が東京都と復興に関して応援しますという協定を結んでいるのです。

パンフレットには、それをちゃんと入れていただいているのですが、ここはどこを見ても災害復興まちづくり支援機構が出てこないで、ぜひ災害復興まちづくり支援機構、17業種の専門家が総合的な相談に応じますと。②も①も実は被災者にとっては一つなのです。生活の相談、仕事の相談、家の相談、相談を受ける側が違っているだけで、被災者は全部抱えているのです。普通の行政だと、それはあそこ、それはこっちとって窓口を回らせるのですけれども、被災者にそれをやってはいけないよということで、最近は総合窓受けで区市町村と県とが一緒にやるのです。

どこでやるかという、罹災証明発行のところでやるのです。罹災証明を取りにきて、

こういう罹災証明で、そうしたらどんな支援がもらえるの？ では、それはあちらの相談所で相談してきてくださいということで相談に来る。仕事なら社会労務士さん、あるいは借地で法律問題だったら弁護士さん、土地家屋調査士さんとか、そういう人たちがグループで相談所をつくって、来た人の相談に合わせて専門家を呼び出して、そこで相談を受けるとというのが最近の災害で一番やられている相談の受け方です。このページの並べ方で見ちゃうと、結局、都は各区市に都相談窓口というのを区市と別につくるかのごとく見えてしまうのですけれども、それはあり得ないと。

やるんだったら、都が区市に出前はするけれども一緒にやる。罹災証明は区市が出すのだから、区市のそこに都もいて、一緒に専門家もいて、そのときの専門家というのは、まず復興まちづくり支援機構に声をかけていただいて回してもらおう。場合によったら全国からその業界の人を呼んできて連れてくるということも、それぞれの業界団体がやってくれる。そういう体制が既に東京につくられているわけですから、ぜひそれを前提にした案内にしていきたいなと思いました。

それから、パンフレットの 15 ページに災害復興まちづくり支援機構と書いてあって、専門家、職能団体で構成すると書いてあるだけなので、どういう 17 業種の団体なのかということ、アスタリスクで 15 ページに書き足しておいていただければと思いました。

あとは最後の、佐々木さんからも話があったのですが、住宅の応急修理って、これは全く応急修理なのです。本格修理のことを言っているわけではなく、大規模半壊の人が修理で済むわけがないと考えることが多いし、修理も応急修理の 70 万では大規模半壊の家が直せるはずがないので、そういう意味では応急修理というのは、修理して何とか余震に耐えて仮住まいできる修理ということ、やはりちゃんと理解していただく。つまり、仮設に入れない人が使う制度で、逆に言うと応急修理を使ってしまうと、普通、制度上は仮設には入れませんということになるという、この 2 つを抱き合わせで運用を確認してもらえるようにしてあげないといけないのではないかなと思いました。

この支援制度全体、そういう意味で区・市・都との窓口の関係を一度ちゃんと精査していただいて、都民が都庁へ行くの？ 区市町村でいいの？ というのを、こんがらがらないようにしておいていただきたいなと思いました。

ほかにかがででしょうか。水町先生、どうぞ。

○水町委員 先ほどの論点に戻ってしまうかと思うのですが、新旧対照表に入れるというよりは残課題扱いになるかと思うのですが、デジタルの観点から意見を申し上げる

と、エネルギー関係の追記や Wi-Fi の追記はあったのですが、そもそも電力が戻らないとか、電力が戻ったとしてもデータセンターがダウンしているとかシステムがダウンしているとなると、産業復興はそもそもそれがかなりベースになる。あとは公務ですよ。被災者の相談を受ける都道府県、都と基礎自治体についても、業務がうまく回らない可能性もある。あとは個人においてもスマホの充電ができない、電子マネーが使えない、電子機器が使えない、データが戻らないとか、様々な問題が考えられるので、そういう電力と電力以外についても、デジタル的な復興の部分を検討していく必要があるかと思います。

あとは、今、座長がおっしゃった相談についても、システムが稼働していれば、例えばオンライン会議とか、区市町村窓口に行くのだけれども、そこから専門家につながることをオンライン会議でやれば場所の制約もなく、かなり幅広い相談対応もできるかなと思いますが、そこも結局はどこまでインターネットや電力等が戻っているかにもよってくるかと思うので、そういった観点も検討していただくとよいのかなと思いました。以上です。

○中林座長 ありがとうございます。プロセス編を確実にするために行政が準備すべきことということですよ。

○水町委員 そうですね。

○中林座長 ほかにいかがでしょうか。金井先生、お願いします。

○金井委員 今回、特にとということではないですが、今、水町先生のお話もあったのですが、復興に関するイメージが関東大震災に引きずられているなという印象があります。デジタルの面での復興が遅れるだろうというのは一つあると思うのですが、もう一つは今後、右肩下がりの社会の中で、これだけの復興の協議会とかを立ち上げる職員がいるのかということや、復興しなければいけないのかも含めて、やや大局的な方針が昭和というか後藤新平時代のものであって、ちょっと新しい右肩下がり、人口減少、少子高齢化、デジタル社会における復興になっていないかなという印象はありました。

これは具体的にどうということはないのですが、業務継続といいますか、職員のマンパワーが回らないとか、仮に国債とかでお金を大量に発行したとしても、そもそも建築する人がいないとか資材もないとか、いろいろな意味でこれをできるのかなと。本来、東京からもっと人をいなくしておくほうが震災復興に役に立つと思うのですが、それはさておいて、先ほど中林先生も東京から人が出ていくということがあるので、そうなってくればそれでいいのですが、体力があるときを前提にしたような計画かなと思って、若干、心配というか大丈夫なのかなと素人ながら思ったという感想です。取りあえず以上

です。

○中林座長 そうですね。私が一番心配しているのは、地震学者の言っていることを信用すると、南トラが先か首都直下が先かで決まると。南トラが先に起きたら首都直下のときに、本当に重箱の底をつついても穴が空いているんじゃないかということになってしまう。南トラが後で首都直下が先だと、東日本の倍ぐらいのお金で首都直下は何とかなるかもしれない。南トラが起きた後どうなるかというのは大変心配。全体、そういう状況の中でということなんです。

ある意味では、ここのプロセス編や施策編でやってきたことは少し大きめというのか、先生がおっしゃる右肩下がりで小さくなっていく中に、割と大きいままどんと残しているという感じはあるのですが、それをやらなければいけないというよりも、それをどれだけ縮めてやれるかという応用力が、時間とともに変わっていくのだろーと思っっています。それは小さいものを大きくするより大きいものを小さくして、これはできない、これはできないと削って行って、大事なものは何だと残していくほうが、取りあえずはやりやすいのかなと思っっているというのが、今の状況かなと私自身は思っっています。

ただ、地震が起きないで 5 年、10 年、15 年とたっていくと、今の東京都の事前復興の対策も、かなり大きく見直さなければいけない時代になるのは間違いないと思っっていますが、長期的にはそういう曲がり角の山のピークから下りになったところで、足ががくがくだから下りが怖いなど、何となくそんな感じかなと思っっています。

私がいろいろしゃべり過ぎちゃったので申し訳なかったのですが、よろしいでしょうか。よろしければ、今日の議題はこの 2 つでしたので以上にさせていただいて、今日いただいた意見を含めて、事務局において整理し検討させていただいて、パブコメに向かうということになろうかと思っます。その後、この会議がまた 1 回、開かれるということだと思っます。では、事務局より連絡事項等がありましたら御連絡ください。

閉 会

○倉嶋課長 ありがとうございます。本日いろいろいただいた御意見につきまして、各局担当とも調整しながら検討を進めてまいりたいと思っます。本日の特に本文の新旧対照表の中で、今回はいろいろと細かいところ、あるいは施策編を経て文言修正を行っているところは、本日の御説明から省かせていただいたのですが、例えば住宅政策や都市

整備のところとか、そういったところで、前回、令和 3 年の施策編修正のときに修正を行ったもので、今回のプロセス編でも修正を行っていくというものは多数ございますので、その中で反映させていただいているところは、お話しさせていただければと思います。

あとは今後のスケジュールですけれども、最初にお話しいたしましたように、12 月から 1 月にかけてパブリックコメントを行い、その後に検討会議を再び開かせていただいて、最終案をその中で御確認いただく流れにしたいと思っていますので、今後とも引き続き御協力いただければと思います。

本日はお忙しい中、長時間にわたり御審議・御協力いただきましてありがとうございました。